

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会（第 10 回）資料
各省庁における「これまでの取組成果・達成状況、今後の取組・目標」について

事務局（文部科学省／厚生労働省）	．．．	P. 1
厚生労働省	．．．	P. 4
文部科学省	．．．	P. 15
文化庁	．．．	P. 44
総務省	．．．	P. 45
国立国会図書館	．．．	P. 48
経済産業省	．．．	P. 53

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	事務局(文部科学省/厚生労働省)	所属	役職・氏名
		総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室 社会・援護局障害者保健福祉企画課自立支援振興室	室長 星川 正樹 室長 川部 勝一
基本計画	これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標
① 総論(1) 都道府県等への計画策定の働きかけ	【都道府県の計画策定の働きかけ】 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定状況調査(令和6年2月1日現在)を実施し概要及び自治体の計画策定状況をHPで公開。【資料:事一1】 ・公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会が策定した「地方公共団体において『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画』を策定するための指針」の周知	令和2年度:計40% 内訳(自治体数):策定済0、作業中10、検討中41 ⇒令和5年度:計67%(前年比7%増) 内訳:策定済33(都道府県19、指定都市3、中核市11)、策定中34(都道府県19、指定都市6、中核市9)、策定に向けて検討中20(都道府県9、指定都市5、中核市6)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定状況調査(令和7年2月1日現在)の継続 令和6年調査時点で80%(令和2年度調査比40%増)目標
課題・補足			資料番号 事-1

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 概要

I 令和5年度視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況について

調査対象：都道府県、指定都市、中核市（計129、回答率100%） 調査時点：令和6年2月1日現在

1. 計画の策定について

(1) 策定状況 ※全体の67%が策定済、策定作業・検討中

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 既に策定済み	19	3	11	33
2. 現在策定作業中	19	6	9	34
3. 策定に向けて検討中	9	5	6	20
4. 策定する予定なし（未定も含む）	0	6	36	42

(2) 策定期期【1(1)で1~3と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. ~令和2年度	5	2	4	11
2. 令和3年度	5	0	3	8
3. 令和4年度	7	1	3	11
4. 令和5年度	17	2	6	25
5. 令和6年度	5	4	4	13
6. 令和7年度~	0	2	5	7
7. 未定	8	3	1	12

(3) 計画の位置づけ【1(1)で1~3と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 単独の計画として策定	13	2	3	18
2. 障害者政策の計画の一部に位置づけ	23	6	12	41
3. その他の計画の一部に位置づけ	5	2	9	16
4. 未定	6	4	2	12

2. 連絡会等の開催について

(1) 開催状況

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 定期的で開催している	18	4	5	27
2. 過去に開催したことがある	12	8	6	26
3. 開催に向けて準備・検討中	3	2	2	7
4. 開催する予定なし（未定も含む）	14	6	49	69

(2) 開催開始時期【(1)で1~3と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. ~令和2年度	10	3	1	14
2. 令和3年度	9	5	3	17
3. 令和4年度	3	2	5	10
4. 令和5年度	8	2	1	11
5. 令和6年度	3	0	1	4
6. 令和7年度~	0	0	0	0
7. 未定	0	2	2	4

3. 外部関係者を含めた会議の開催について

(1) 開催状況

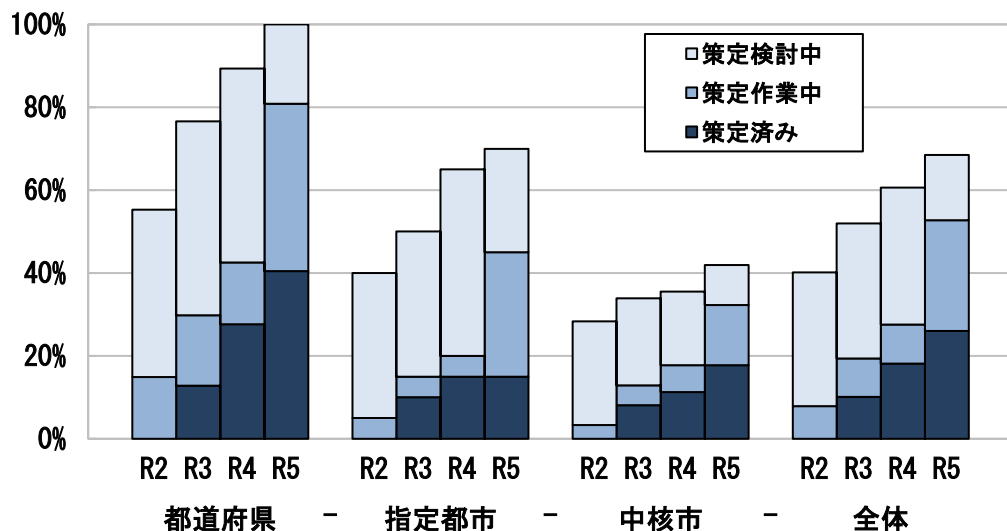
回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 定期的で開催している	22	4	7	33
2. 過去に開催したことがある	8	4	6	18
3. 開催に向けて準備・検討中	2	2	3	7
4. 開催する予定なし（未定も含む）	15	10	46	71

(2) 開催開始時期【(1)で1~3と回答した場合】

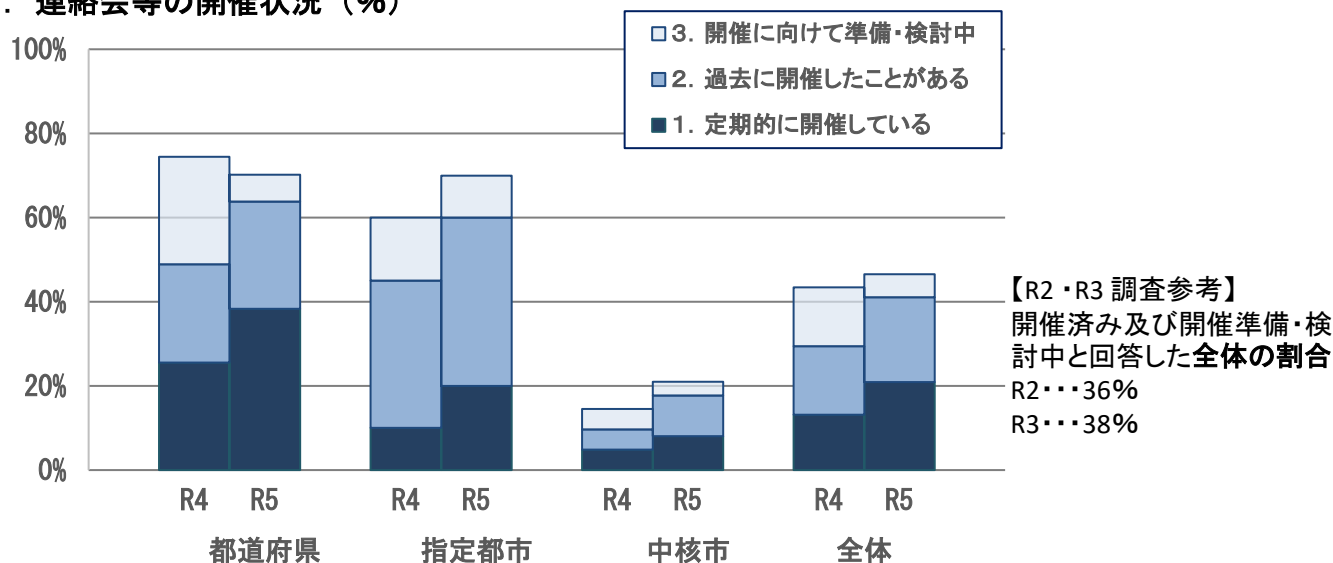
回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. ~令和2年度	7	1	4	12
2. 令和3年度	4	4	3	11
3. 令和4年度	7	1	2	10
4. 令和5年度	13	2	3	18
5. 令和6年度	1	1	1	3
6. 令和7年度~	0	0	1	1
7. 未定	0	1	2	3

Ⅱ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況の推移について

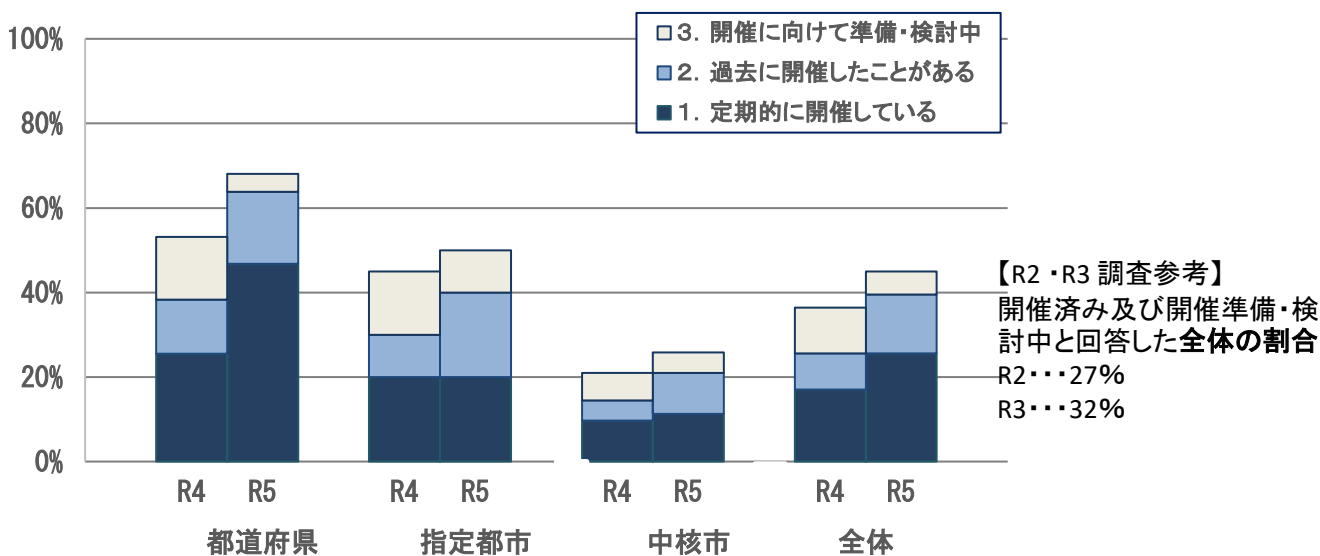
1. 計画の策定状況の推移 (%)



2. 連絡会等の開催状況 (%)



3. 外部関係者を含めた会議の開催状況 (%)



※各地方公共団体からの調査回答をもとに、文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全障害者学習支援推進室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成。

第10回視覚障害者等の読書環境の整備に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	厚生労働省	所属	役職・氏名	資料番号
<p>基本計画</p> <p>① 総論(2) 国民等への周知</p> <p>② 総論(2) 国民等への周知</p> <p>③ Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等</p> <p>④ Ⅲ.1(第9条関係)(2)円滑な利用のための支援の充実</p>	<p>これまでの取組</p> <p>文部科学省と協力して、公立図書館や点字図書館等でのようなサービスが行われているのか、またどのような本があるのかを知ってもらうための啓発用リーフレットを作成し、HPでの公開や、自治体を通じて地方公共団体の障害福祉、公立図書館、学校図書館、特別支援教育等の関連部署や域内の行政機関窓口、福祉施設、公立図書館、学校図書館、特別支援学校等を利用する障害児・者及びその家族などに周知した。</p> <p>一般の方や、公共図書館の担当者などあらゆる人が閲覧することのできる視覚障害者の情報サイト「ソカクの窓」を令和5年度に開設した。また、「インターネット」を介した図書の利用方法の周知として、利用方法を解説した動画の公開とその動画をPRするチラシを作成、配布した。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)</p> <p>【点字図書館における取組の充実】 点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実や視覚障害者等の円滑な利用を図るため、令和元年度に身体障害者保護費負担金(点字図書館等事務費)における情報化対応特別管理費加算単価を増額した。【資料:厚-2、厚-3】 また、令和2年度において、各都道府県等に対し、点字図書館における視覚障害者の利用促進を図るため、読書環境に関する相談、情報機器の貸出、サビ工の利用登録等について視覚障害者以外の障害者の支援を可能とするよう依頼するとともに、点字図書館が端末機器等に関する情報の入手支援、ICTの習得支援を行うにあたり、ICTサポートセンターと連携するよう周知した。 更に、令和3年度において、アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害者以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点字・音訳図書の製作状況についての実態調査を行った。</p> <p>【各図書館間の連携強化】 各都道府県・指定都市・中核市に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、活用するよう好事例も含めて周知した。【資料:厚-3、厚-4】</p>	<p>成果・達成状況</p> <p>サビ工図書館の紹介動画PR用チラシ 配布箇所数 令和5年度 ・公共図書館3,294館 ・点字図書館等99施設 ・盲学校67校</p> <p>令和元年度に情報化対応特別管理費加算単価を増額1施設あたり月額20万円→月額40万円 令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施 (回答数) ・公共図書館 310館 ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p> <p>令和2年度:13自治体 令和5年度:29自治体</p>	<p>今後の取組・目標</p> <p>引き続き、HPやリーフレット等を通じて、図書館における各種サービス、インターネットを介した図書の利用など、関連施策の紹介について定期的に発信するとともに、関係団体や地方公共団体に對しても積極的な周知を依頼する。</p> <p>引き続き、視覚障害者等に必要な情報を定期的に発信するとともに、関係団体等に対しても積極的に周知する。</p> <p>令和3年度に実施した実態調査の報告書等に基づき、点字図書館における取組を促進する。</p> <p>点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施する。 令和6年度までに「地域における読書/バリアフリー体制強化事業」を全自治体で実施</p>	<p>厚-1</p> <p>厚-2 厚-3</p> <p>厚-3 厚-4</p>

<p>⑤</p> <p>Ⅲ.2(第10条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化</p>	<p>【サビエ図書館への支援強化】 サビエ図書館の安定的な運営・利用者の増加に資するよう、令和3年度予算における国庫補助事業において広報活動強化等に係る経費の拡充を行った。【資料：厚-3、厚-5】</p>	<p>【サビエ図書館のサービス向上】 公共図書館や、特別支援学校図書館等の相当者に対してサビエの利用方法や申込み方法等を周知・教示する研修会を実施し、地域の図書館等のサビエの理解と活用を促進する。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)</p>	<p>【サビエ図書館のサービスの周知等】 公共図書館等に対するサビエ研修会の開催(令和5年度)・未加入の公共図書館等に対するサビエ研修会の開催 2自治体(千葉県、新潟県)、4ヶ所 ・サビエ研修会(公共図書館向け公開講座ほか)の開催 46都道府県、189施設・団体、361名</p>	<p>公共図書館等に対するサビエ研修会の開催(令和5年度末) 総目録数:752,137件 → 826,233件 ・個人会員: 17,832人 → 20,716人 ・団体会員: 393団体 → 483団体</p>	<p>引き続き、サビエ図書館の運営団体と定期的に協議を実施しつつ、サビエ図書館に対する支援を着実に実施する。</p>	<p>厚-3 厚-5</p>
<p>⑥</p> <p>Ⅲ.2(第11条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化</p>	<p>【サビエ図書館への支援強化】 点訳・音訳等の製作手順書の周知等による音訳者・点訳者等の質の向上のための取組を実施。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会) また、点訳・音訳の実施方法の統一・質の向上に資するよう、令和3年度予算における国庫補助事業においてサビエ図書館の運営団体による点訳奉仕員及び音訳奉仕員向け研修やマニュアルの作成等に係る経費の拡充を行った。</p>	<p>【点字図書館・公立図書館等の連携強化】 各都道府県・指定都市・中核市に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、活用するよう好事例も含めて周知した。※再掲</p>	<p>令和4年度 『改訂版 点訳問題集1』の作成、公開 『音声ボランティア養成講習会テキスト 基礎課程編』の刊行 令和5年度 『改訂版 点訳問題集2』の作成、公開 『「サビエ図書館」登録シネマ・データ製作基準』の策定、公開 ・マルチメディアデザイン製作研修会の実施(参加者:58施設・団体、193名) ・サビエ図書館の検索性の向上のための目録研修会の実施(参加者:75施設・団体、179名)</p>	<p>『地域における読書バリアフリー体制強化事業』実施自治体※再掲 令和2年度:13自治体 令和5年度:29自治体</p>	<p>点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施する。※再掲 令和6年度までに「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を自治体で実施※再掲</p>	<p>厚-3 厚-4</p>
<p>⑧</p> <p>Ⅲ.3(第11条関係)(1)製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援</p>	<p>【マラケジュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの実施】 マラケジュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際視覚障害者情報提供施設協会)。</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p>	<p>令和3年度に実施した実態調査の報告書に基づき、点字図書館における取組を促進する。※再掲</p>	<p>引き続き、マラケジュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを着実に実施する。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)。</p>	<p>厚-3 厚-4</p>
<p>⑨</p> <p>Ⅲ.5(第13条関係)外国からのアクセス可能な電子書籍等の入手のための環境整備</p>	<p>【点字図書館における取組の充実】 令和2年度において、各都道府県等に対して、点字図書館が端末機器等に関する情報の入手支援、ICT連携等を行うにあたり、ICTサポートセンターと連携するよう周知した。※再掲 さらに、アクセス可能な書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害者以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書館の製作状況についての実態調査を行った。※再掲</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p>	<p>令和3年度に実施した実態調査の報告書に基づき、点字図書館における取組を促進する。※再掲</p>	<p>引き続き、マラケジュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを着実に実施する。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)。</p>	<p>厚-3 厚-4</p>
<p>⑩</p> <p>Ⅲ.6(第14条、第15条関係)端末機器等及び二枚に閉する情報の入手支援、情報通信技術者の習得支援</p>	<p>【点字図書館における取組の充実】 令和2年度において、各都道府県等に対して、点字図書館が端末機器等に関する情報の入手支援、ICT連携等を行うにあたり、ICTサポートセンターと連携するよう周知した。※再掲 さらに、アクセス可能な書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害者以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書館の製作状況についての実態調査を行った。※再掲</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p>	<p>令和3年度に実施した実態調査の報告書に基づき、点字図書館における取組を促進する。※再掲</p>	<p>引き続き、マラケジュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを着実に実施する。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)。</p>	<p>厚-3 厚-4</p>

<p>①</p> <p>Ⅲ.6(第14条、第15条関係)端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援</p>	<p>【障害者ICTサポート総合推進事業の着実な実施】</p> <p>令和2年度において、各都道府県等に対して、障害者ICTサポートセンターの設置及び支援対象とする障害者種別の拡大、市町村等と連携した出張教室や相談会等の開催、アウトリーチ支援、相談、貸出体制の強化について実施するよう周知した。【資料：厚-3】</p> <p>また、令和4年度より、各自治体が設置するICTサポートセンターの活動を支援する「ICTサポートセンター連携事務局」を設置し、ICTサポートセンターにおける取組の好事例の横展開、情報の共有機会の提供等により、地域における障害者のICT機器利用に関する相談体制等の充実を図る事業を実施。【資料：厚-6】</p>	<p>ICTサポートセンター設置都道府県</p> <p>令和元年度：23都道府県</p> <p>→令和5年度：32都道府県</p>	<p>令和6年度までにICTサポートセンターを全都道府県に設置を目標</p> <p>厚-3 厚-6</p>
<p>②</p> <p>Ⅲ.6(第14条、第15条関係)端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援</p>	<p>【日常生活用具等給付事業の推進】</p> <p>地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、ディスプレイイヤー等の端末機器等の適切な給付が実施されるようするため、通知・全国会議を通じて、法や基本計画の理念、障害者のニーズや地域の特性等を踏まえた日常生活用具給付等事業の推進を促した。</p> <p>また、令和5年度に地方公共団体に対して、読書バリアフリー法を踏まえた日常生活用具給付等事業の見直し状況について、実態調査を実施し、調査結果を全国会議において、周知した。【資料：厚-7】</p>	<p>【地域における読書バリアフリー体制強化事業】実施自治体※</p> <p>令和2年度：13自治体</p> <p>→令和5年度：29自治体</p>	<p>引き続き、通知・全国会議等を通じて、法や基本計画の理念、障害者のニーズや地域の特性等を踏まえた日常生活用具給付等事業の実施を促す。</p> <p>厚-7</p>
<p>③</p> <p>Ⅲ.8(第17条関係)(2)点字者・盲記者、アクセシブルな電子データ製作者等の人の養成</p>	<p>【点字図書館等における取組の充実】</p> <p>点字図書館等における製作者人材等の育成の充実を図るため、図書館の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成を行う事業を実施した。</p>	<p>【各図書館等との連携強化】</p> <p>各都道府県・指定都市・中核市に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、活用するよう好事例も含めて周知した。※再掲</p>	<p>引き続き、点字図書館等における製作者人材等の育成の充実を図るため、図書館の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成を行う事業について、引き続き好事例等に対する支援を着実に実施する。</p> <p>令和6年度までに「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を全自治体で実施※再掲</p> <p>厚-3 厚-4</p>
<p>④</p> <p>Ⅲ.8(第17条関係)(2)点字者・盲記者、アクセシブルな電子データ製作者等の人の養成</p>	<p>【製作者人材育成の調査】</p> <p>アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害者以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書製作状況についての実態調査を行った。※再掲</p>	<p>【地域における読書バリアフリー体制強化事業】実施自治体※</p> <p>令和2年度：13自治体</p> <p>→令和5年度：29自治体</p>	<p>引き続き、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施する。※再掲</p> <p>厚-3 厚-4</p>
<p>⑤</p> <p>Ⅲ.8(第17条関係)(2)点字者・盲記者、アクセシブルな電子データ製作者等の人の養成</p>	<p>【製作者人材育成の調査】</p> <p>アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害者以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書製作状況についての実態調査を行った。※再掲</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲</p> <p>(回答数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共図書館 310館 ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館 	<p>令和3年度に実施した実態調査の報告書に基づき、点字図書館における取組を促進する。※再掲</p>
<p>課題・補足</p>			

○視覚障害の情報サイト「シカクの窓」

見えない・見えにくいときにひらく

シカクの窓

[ホーム](#) | [支援・相談窓口](#) | [便利な道具・アプリ](#) | [生活の知恵](#)
[余暇・趣味](#) | [目の病気・医療](#) | [読書・サビエ](#) | [支援・寄付](#)

[本文へ](#) > [フッターへ](#)

検索

👁️ [見えない・見えにくい方へ](#)
👉 [支援する方へ](#)

視覚障害の情報窓口

緊急のお知らせ

緊急のお知らせはありません

シカクの窓へようこそ！

「シカクの窓」は、視覚障害に関する様々な情報への窓口です。あなたの知りたい情報にたどり着きますように！



○サビエ図書館の紹介動画PR用チラシ

文章の理解が苦手な方

目が見えない方
見えにくい方

本を持つことの
出来ない方

「サビエ図書館」で 読書を楽しみましょう！

点字で読める

見やすい画面と
音声で読める

本や雑誌が
音声で聴ける

わがばいばい
 ナコである

サビエ図書館は、読書が困難な方のための
国内最大級のインターネット図書館です。

~紹介動画をインターネットで公開中~
 「サビエ図書館で読書の喜びを！」
<https://www.naiiv.net/>

点字図書館の概要

- 点字図書館においては、点字刊行物や視覚障害者用の録音物の製作や貸出のほか、情報機器の貸出、視覚障害者に関する相談等に係る事業及び点字刊行物の出版に係る事業を実施しており、その運営に要する費用を国が負担している。

事業内容、設置基準等

設置数	76施設（令和5年4月1日時点） ※うち公立50ヶ所、私立26ヶ所
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物など視覚障害者が利用するものを製作する。 ・ 点訳（文字を点字に訳すことをいう。）等を行う者の養成・派遣、点字刊行物等の普及促進、視覚障害者に対する情報機器の貸し出し、視覚障害に関する相談等を行う。
根拠法	身体障害者福祉法第34条
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧室、録音室、印刷室、聴読室、聴読室、発送室、書庫、研修室、相談室、事務室を設ける他、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の利用に必要な機械器具
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長1、司書1以上、点字指導員1以上、貸出閲覧員又は情報支援員1以上、校正員又は音声訳指導員1以上の他、その他運営に必要な職員
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者保護費負担金により、国1/2を負担。 ・ 令和6年度予算額 20.7億円（聴覚障害者情報提供施設分も含む）

※設置数は身体障害者保護費負担金における交付対象施設数

平成31年にマラケシユ条約及び、改正著作権法、令和元年に読書バリアフリー法の施行を踏まえ、点字図書及び音声図書の製作や視覚障害者等の読書環境の整備に向けた取組の充実を図る。

1 身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）における加算単価の増額（令和元年度～）

身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費※を充実する。

※経費の例

パソコン、点字プリンタや録音機器等の購入費、ボランティア等の募集広告費、講習会開催経費、講習会出席に必要な旅費、点訳・音訳を行う者への謝金や旅費 等

平成30年度まで

1 施設あたり

(上限) 20万円/月

令和元年度以降

1 施設あたり

(上限) 40万円/月

2 地域生活支援促進事業における新規事業の創設

◆ 障害者ICTサポート総合推進事業
(令和元年度～)

障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営や、ICT機器の操作やサピエの活用支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣等を実施。

◆ 読書バリアフリー体制強化事業
(令和2年度～)

点字図書館と公共図書館等の連携を図るための協議会の設置や、視覚障害以外の障害者の利用促進のための研修の実施、点訳・音訳奉仕員等の養成等を実施。

3 視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」の充実強化

◆ 予算額の年次推移（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5、R6
運営費	0	8,700	8,702	24,020	44,509	44,509
管理費	60,444	123,731	41,944	69,880	71,449	88,650
合計	60,444	132,431	50,646	93,900	115,958	133,159

◆ 主な予算額増の内容

(令和元年度)

- ・コールセンターの設置・運営費を新たに計上
- ・蔵書増・会員数増に対応するため、サーバーの更新・増設（令和3年度）
- ・会員拡大のための広報活動の実施
- ・音訳・点訳の研修やマニュアル作成
- ・蔵書増に対応するため、サーバーの増設

【令和5年度】地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（滋賀県）

読書バリアフリー推進員の配置（点字図書館と公共図書館等の連携強化）

取組内容（事業内容、実績等）

- 県立視覚障害者センターに推進員を配置し、公共図書館等の読書環境整備の支援、視覚障害者のアクセシブルな図書の利用支援等を行う。
- 推進員には、大学図書館や公共図書館での勤務経験が豊富な者を採用しており、公共図書館との連携強化において即戦力となった。

【令和5年度実績】

- 公共図書館職員向け研修の実施：
 - ・ 長浜市立図書館（9月28日 参加者36名） ・ 竜王町立図書館（10月26日 参加者6名（全職員））
- 県立視覚障害者センターに整備している最新の読書支援機器（拡大読書器、メガネ装着型音声読書器、デジジー図書再生機等）の貸出しや、使用方法の説明を行った。
- 県内は交通が不便な地域が多いことから、個別の障害者等への支援においては、自宅への訪問サポートに応じている。
 - ・ 80回（80人）訪問（令和6年1月末時点）



ポイント（工夫した点など）

- 県内公共図書館のうち8館とそれぞれ行った意見交換を元に、6つの研修プログラム（視覚障害者との接し方、読書支援機器の体験、サピエとは何か等）を作成し、研修を依頼する図書館には自館のニーズに応じたプログラムを選択してもらって研修を実施した。
- 県内公共図書館は少人数で運営されていることがほとんどであり、職員が研修に参加できる時間は限られるため、時期やプログラムを図書館が主体的に選択できる出前講座形式をとることで、研修機会の拡大を図った。
- 訪問サポートは、まずサポート内容に応じたマニュアルを作成する。家族同席の場合はマニュアルを渡してマニュアルどおりにサポートするが、お一人の場合は後日、希望に応じて、サポート内容を録音したデータを提供したり、サポート内容を書いたメールを送るなどする。
- 推進員の説明を聞いている間は理解したような気がするが、後でわからなくなり再度訪問依頼をするという事例が多かったところ、このようにご自身の環境に応じていつでも復習できる環境を整えることで、本人の習熟度も高まり、再度の依頼も減った。

事業により得られた成果

- ・ 公共図書館からの声：「読書バリアフリーに対する認識が高まり、取り組み方を具体的にイメージ出来るようになった。」
「読書器などの操作体験により、視覚障害者への対応に自信がついた」
- ・ 公共図書館と点字図書館は、お互いに取組も連絡窓口もよく知らないような関係だったが、互いに協力・情報共有できる連携関係が築けた。
- ・ 読書相談に来られる方や、読書支援機器を使ってみたい方に、即座に最新の読書支援機器を体験してもらったことができ、相談→購入→読書環境成立にかかる時間を短縮することができた。

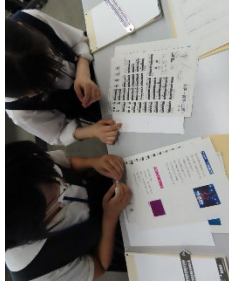
【令和5年度】地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（徳島県）

高校生のための音訳・点訳講習会（その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組）

取組内容

- 【対象】 県内の高校生・特別支援学校高等部の生徒
- 【開催回数】 音訳、点訳各1回
- 【講師】 視聴覚障がい者支援センター職員
- 【参加人数】 点訳16名 音訳11名
- 【内容】 録音図書（デিজィー図書）や点訳についての知識を深める。
録音図書製作体験や点字盤を使った点字図書製作体験。

音訳・点訳講習会



ポイント（工夫した点など）

- 【高校生を対象にした経緯】 デিজィー図書や、点字図書の製作方法について学ぶことを通して、活字による読書や図書館利用が困難な方への理解を深め、若年者の製作人材育成を図ることをねらいとした。
- 【参加者を集める工夫】 チラシを作成し、高校や特別支援学校に配布した。HPやSNSを使って広報した。

事業により得られた成果

「総合的な探究の時間」で福祉をテーマにするグループが参加してくれた。後日、視聴覚障がい者交流プラザの職員にバリアフリー図書について詳しく聞くなどして、知識を深めた。その後、文化祭で様々なバリアフリー図書の展示と紹介を行い、さらに、読書バリアフリーをテーマにした全校集会を企画・実施した。また、近隣の図書館でブースを設けて来館者に説明を行うなど、高校生による読書バリアフリーの啓発活動をもたらし、高校生の取組が、地元の新聞にも掲載された。

公立図書館でブースを設置

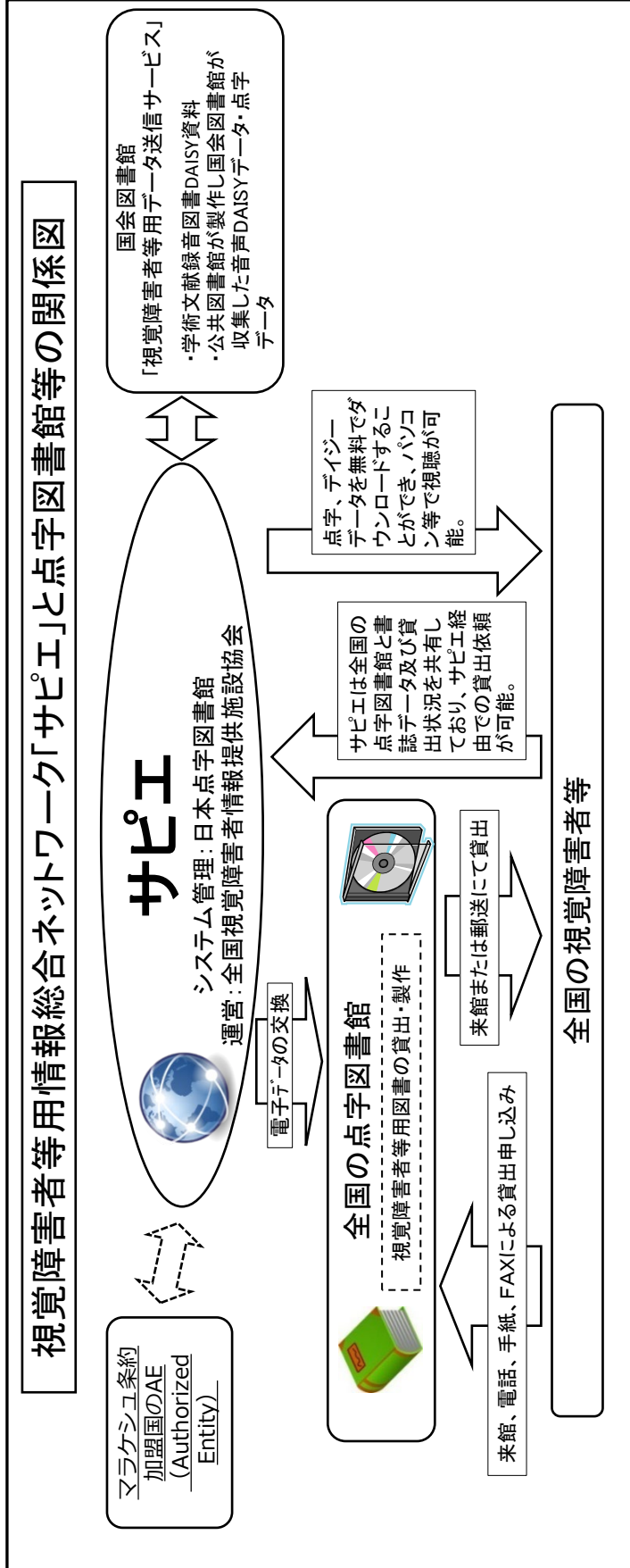


文化祭で展示・紹介



視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」の運営支援

- 「サピエ」は、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）に対して点字、デিজィデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
- 国は事業に要する経費の一部を助成している。（令和6年度予算額：1.3億円）

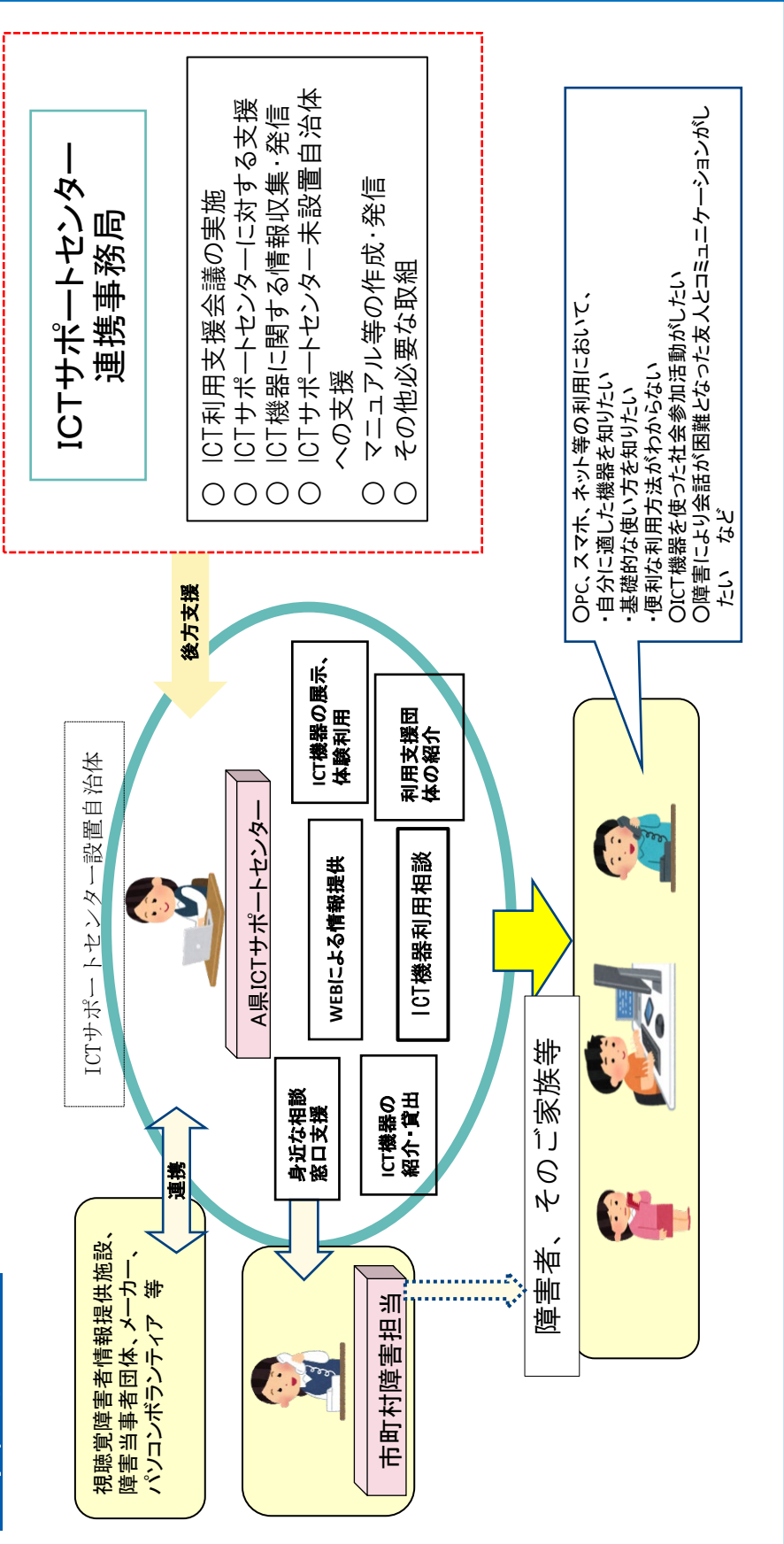


- ・「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場。
- ・全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約82万件)として広く活用されている。
- ・26万タイトルの点字データを保有し、12万タイトルの音声デিজィデータのダウンロードやストリーミングが可能であり、個人会員(約2万人)は、点字・デিজィデータを全国どこからでも、あるいは海外においてもダウンロードができて、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

障害者等のICT機器利用支援事業

障害者等のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、各自治体が設置するICTサポートセンター（ICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う拠点：地域生活支援事業等）の活動を支援する「ICTサポートセンター連携事務局」を設置し、ICTサポートセンターにおける取組の好事例の横展開、情報の共有機会の提供等により、地域における障害者のICT機器利用に関する相談体制等の充実を図る。（令和4年度創設）

事業のイメージ



読書バリアフリー法施行を踏まえた日常生活用具等給付事業における 種目等の見直し状況のまとめ（令和5年度）

見直し内容		市町村数
主な見直し例		
新たに対象となる用具の追加	ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、携帯型OCRマルチプレーヤー、暗所視支援眼鏡、眼鏡装着型音声読書器、携帯型拡大読書器、情報・通信支援用具（入力支援ソフト）など	24
対象となる障害種別の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ポータブルレコーダー：視覚障害者の等級要件の撤廃、上肢機能障害・読字障害を新たに追加 情報・通信支援用具：視覚障害の等級要件を撤廃、読字障害を新たに追加 	15
給付限度額の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ポータブルレコーダー：約1～5万円増額 拡大読書器：約1～30万増額 活字文書読上げ装置：約10万増額 情報・通信支援用具：約5～7万円増額 	16
複数の支給を容認	<ul style="list-style-type: none"> 情報・通信支援用具：パソコン用とスマートフォン用 拡大読書器：据置型と携帯型 耐用年数経過するまでに基準額範囲内で複数の給付を容認 	3
その他	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数の短縮 視覚障害者用拡大読書器について、音声読上げ機能を有するものも対象に追加 ポータブルレコーダー等の施設入所・入院中の給付を容認 	13

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	文部科学省	所属	男女課障害者学習支援推進室 地域課図書館・学校図書館振興室 地域課社会教育人材研修係	役職・氏名	室長補佐 五十嵐 裕 専門官 毛利 るみこ 課長補佐 松本 由布子
基本計画	<p>これまでの取組</p> <p>【文部科学省共催イベント】超福祉の学校@SHIBUYA JIにおける普及・啓発活動】 シンポジウム バリアフリー図書とSDGsが紡ぐシトリムプロジェクトの物語(令和5年10月28日) https://people.design.or.jp/school/symposium/1736/</p> <p>【国民等への周知】 1. 障害当事者、視覚障害支援者、司書など図書館関係者、地方公共団体、教員、出版関係者などを対象とした文字・活字文化推進機構によるフォーラム「読書バリアフリーと図書館の役割 ～誰もか読める環境づくり～」を令和3年2月13日に無観客開催し、3月1日よりインターネット配信を開始した。 https://www.mojikatsujii.or.jp/news/2021/03/01/4598/ 2. 令和3年9月5日開催の独立行政法人 国立青少年教育振興機構によるオンラインシンポジウム「本と多様な立場の読者をつなぐために」について、都道府県・指定都市の読書バリアフリー担当課にメール通知し周知を図った。(令和3年8月31日) https://www.mojikatsujii.or.jp/news/2021/09/22/5011/ 3. 障害者やその家族等に公立図書館や点字図書館等でのようなサービスの啓発用リーフレットを作成し、HPで公開した(令和3年4月)。令和3年9月、印刷したリーフレットを都道府県、市町村の図書館所管当等に配布した。また、令和6年3月にも再度周知を図るため配付した。 4. 障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子どもたちの読書機会の確保にむけた積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等への通知により周知を行った。(令和5年3月28日)</p>	<p>成果・達成状況</p> <p>「超福祉の学校@SHIBUYA 2023」令和5年10月27～29日開催 ・アクセシブルな書籍(LLブック・布の絵本等)の展示 ・参加者数: 7,036人(オフライン: 会場1,343人 オンラインシンポジウム視聴者数5,693人) ・HP: 9.4万人のページビュー(7,983人のユーザーからのアクセス) ・露出媒体数: 76(ラジオ: 5 新聞: 2 公共広告: 3 WEB: 66)</p>	<p>今後の取組・目標</p> <p>読書バリアフリーに関する一般の理解増進に資する普及啓発シンポジウム等の取組を実施予定</p>	資料番号	
① 総論(2) 国民等への周知	<p>【国民等への周知】 1. 障害当事者、視覚障害支援者、司書など図書館関係者、地方公共団体、教員、出版関係者などを対象とした文字・活字文化推進機構によるフォーラム「読書バリアフリーと図書館の役割 ～誰もか読める環境づくり～」を令和3年2月13日に無観客開催し、3月1日よりインターネット配信を開始した。 https://www.mojikatsujii.or.jp/news/2021/03/01/4598/ 2. 令和3年9月5日開催の独立行政法人 国立青少年教育振興機構によるオンラインシンポジウム「本と多様な立場の読者をつなぐために」について、都道府県・指定都市の読書バリアフリー担当課にメール通知し周知を図った。(令和3年8月31日) https://www.mojikatsujii.or.jp/news/2021/09/22/5011/ 3. 障害者やその家族等に公立図書館や点字図書館等でのようなサービスの啓発用リーフレットを作成し、HPで公開した(令和3年4月)。令和3年9月、印刷したリーフレットを都道府県、市町村の図書館所管当等に配布した。また、令和6年3月にも再度周知を図るため配付した。 4. 障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子どもたちの読書機会の確保にむけた積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等への通知により周知を行った。(令和5年3月28日)</p>	<p>1. 事前申込者454名、再生回数2,095回(令和6年5月17日現在) 2. 再生回数1,524回(令和6年5月17日) 3. 配布先1799箇所 4. 資料 文-1参照</p>	<p>関係機関等で実施する読書バリアフリーに関するフォーラム、シンポジウム等についても、情報を収集し各都道府県・指定都市に通知し、周知を図る。</p>	-	
② 総論(2) 国民等への周知	<p>【高等専門学校の附属図書館の体制整備等】 ・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入。 ・そのほか、朗読CDや朗読CD付き図書、英語多読用電子ブック(PDF拡大可能)、リーディングトラッカーや、ハンドルーバ等の読書補助具及び筆談器の整備を実施。</p>	<p>・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入した。 ・視覚障害者等からの問い合わせ等があった場合に備えて対応が取れるよう準備を行っている。</p>	<p>・新・統合図書館システムの実施に関する研修等により、国立高等専門学校スタッフのスキルアップを図る。 ・利用者のニーズに応じたアクセシブルな書籍等を充実させる。視覚障害者に対する資料の選定や資料の選定に関する技術的支援の充実等に関する資料の選定を進める。</p>	文-1	
③ Ⅲ-1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	<p>【高等専門学校の附属図書館の体制整備等】 ・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入。 ・そのほか、朗読CDや朗読CD付き図書、英語多読用電子ブック(PDF拡大可能)、リーディングトラッカーや、ハンドルーバ等の読書補助具及び筆談器の整備を実施。</p>	<p>・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入した。 ・視覚障害者等からの問い合わせ等があった場合に備えて対応が取れるよう準備を行っている。</p>	<p>・新・統合図書館システムの実施に関する研修等により、国立高等専門学校スタッフのスキルアップを図る。 ・利用者のニーズに応じたアクセシブルな書籍等を充実させる。視覚障害者に対する資料の選定や資料の選定に関する技術的支援の充実等に関する資料の選定を進める。</p>	-	

④	Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	<p>【大学図書館等における取組】 読書バリアフリー法対応メタデータ共有システムと連携して試験運用を行い、令和4年10月4日より正式運用を開始した。同取組や学内の障害学生支援担当部局等の関係部局と連携強化について、大学図書館連団体の会議等にて周知を行った。 令和6年1月15日に国立国会図書館障害者用資料検索(愛称:みなサーチ)正式版の公開に伴い、データ連携を開始した。</p>	<p>令和4年10月4日より読書バリアフリー法対応メタデータ共有システムの正式運用を開始した。 令和6年1月15日に国立国会図書館障害者用資料検索(愛称:みなサーチ)正式版の公開に伴い、データ連携を開始した。 申請機関数は100機関、登録済みメタデータ数は460件(2024年3月時点)。</p>	<p>文-2</p> <p>今後も大学図書館関係者等の意見や運用状況を踏まえ、引き続きシステム機能の改善を図る。 本システムの活用における周知・啓発、および愛称等考案の検討を実施する。</p>
	<p>【読書バリアフリーコンソーシアム】 1. 令和3、4、5年度、公立図書館、学校図書館、点字図書館、点字図書館等が連携した読書バリアフリーコンソーシアムを組織し、各館の物的・人的資源の共有、図書館等による視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化等のモデル的な取組を行う地方公共団体、法人を支援した。 2. 読書バリアフリーコンソーシアムにおいて、点字コーナラーの工夫等の好事例を収集し、ホームページで周知した。</p> <p>【学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム】 ●東京大学先端科学技術研究センター 1. 令和3、4年度、学校、学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報把握・共有(リポジトリ)の在り方を検討した。 2. 令和3年度、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作・共有に関する情報提供や先進的な取組事例の紹介を行うウェブサイトを進めよう、豊かな読書活動を作成した。 https://accessreading.org/conso/</p> <p>3. 令和4年2月23日、「学校図書館における読書バリアフリーコンソーシアムによるオンライン公開シンポジウムを開催。それぞれの障害区分に適した特別支援学校での読書活動の取組事例の発表を行い、活用事例の周知を図った。</p> <p>4. 令和4年度、特別支援学校、特別支援学級設置校等の学校図書館における体制や図書・データの共有についてアンケート調査した。</p> <p>5. 令和5年1月22日、「学校図書館における読書バリアフリーコンソーシアム」によるオンライン公開シンポジウムを開催し、学校図書館でできるアクセシブルな図書の共有等について周知を図った。</p> <p>●筑波技術大学 1. 令和5年度、障害者の読書とテクノロジーに関する課題解決に向けたコンソーシアムと関係者協議会を組織し、ICTを活用して障害者の読書の可能性を広げるシンポジウムを開催した。また、図書館の障害者サービス用ICT機器利用支援に関するアンケートの実施や、ウェブサイトの構築を行った。</p>	<p>【読書バリアフリーコンソーシアム】 資料 文-3参照</p> <p>【学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム】 資料 文-4参照</p>	<p>文-3</p> <p>【学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム】 1. 公立図書館、学校図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、アクセシブルな書籍等の充実を図るための各館の資源の共有や人材の交流等を行うとともに、引き続き、図書館の優れた取組の収集や周知を行う。 2. 視覚障害者等の児童生徒が必要とする学習参考書、問題集、資格試験類のアクセシブルな書籍等の整備が不十分であり、実効的な施策の検討が必要なため、「読書バリアフリーコンソーシアム事業」の中で、学校・学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報の把握・共有(リポジトリ)の在り方を令和4年度のアンケート調査結果も踏まえ検討する。</p> <p>文-4</p>	

<p>⑤</p> <p>Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等</p> <p>Ⅲ.1(第9条関係)(1)アクセシブルな書籍等の充実</p> <p>Ⅲ.1(第9条関係)(2)円滑な利用のための支援の充実</p>	<p>【調査】</p> <p>1. 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」において、学校図書館におけるアクセシブルな書籍の整備状況を把握した。</p> <p>2. 令和3年度「社会教育調査」において、公共図書館におけるアクセシブルな書籍の整備状況を把握した。</p> <p>3. 令和3年度、都道府県から推薦のあった、公立図書館における読書バリアフリーに関する取組事例をホームページに掲載するとともに、各都道府県・指定都市図書館担当課に周知し、各地方公共団体の公立図書館・学校図書館における促進方策の参考とした。 https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyuushien/mext_01461.html</p> <p>4. 令和4年度、隔年で実施している「電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査」において、特別な教育的支援を必要とする子供のための公共図書館、学校図書館の取組等を調査した。</p>	<p>【調査】</p> <p>2. 公共図書館における令和3年度のアクセシブルな資料数 3,188,060冊 (平成30年度比251,914冊増) 資料 文一5参照</p> <p>3. 資料 文一6参照</p>	<p>【調査】</p> <p>公共図書館、学校図書館における点字図書、拡大図書等多様な蔵書の整備状況について図書館関係者に周知を行うとともに、さらなる整備を促す。</p>
<p>【その他】</p> <p>1. 公共図書館等における国立国会図書館、サピエ図書館との連携の促進を図った。</p> <p>2. 障害者等へのピアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第5次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子どもたちの読書機会の確保にむけた積極的な取組を進めていた。ดังกล่าว、都道府県等への通知により周知を行った。(令和5年3月28日) 【再掲】</p> <p>3. 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、特別支援学校を含む義務教育諸学校を対象に5か年で995億、単年で199億の地方財政措置を講ずることとし、図書資料の整備・充実を促進した。 また、同計画の概要資料を配付(令和6年3月)し、都道府県等へ学校司書の適切な配置について周知を行った。</p> <p>4. 学校図書館に携わる教職員等が連携・協力し、学校図書館運営に組織的に取り組むことなどを示した「学校図書館ガイドライン」の配布(令和6年1月)を通じて、趣旨の周知を図った。</p> <p>5. 令和6年2月に各教育委員会の学校図書館指導主事を対象とした会議(動画)を実施し、特別支援学校における学校図書館の活用事例について紹介した。</p> <p>6. 令和6年3月に各教育委員会の学校図書館主事担当者を対象に、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(読書バリアフリー法)」の概要や図書館等で利用できる様々な本・サービスについてリーフレットを配付し、周知を行った。</p>	<p>1. 国立国会図書館による視覚障害者等用データサービスの送信承認記録 令和2年度 153館 → 令和5年度 337館 (120%増) サピエ図書館の登録 令和2年度 422館 → 令和5年度 485館 (15%増)</p> <p>3. 資料 文一7参照</p> <p>4. 資料 文一8参照</p> <p>5～6. 資料 文一9参照</p>	<p>1. 引き続き、連携促進による、登録館の前年比増を図る。</p>	<p>文一1 【再掲】</p> <p>文一7</p> <p>文一8</p> <p>文一9</p>

<p>⑥ Ⅲ.8(第17条関係)(1)司書、司書教諭、学校司書、職員等の資質向上</p>	<p>1. 司書、司書教諭、学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用方法に習熟するための研修等を行った。 障害当事者でピアサポートができた司書・職員育成や環境の整備を行った。</p> <p>2. 令和4年度、学校図書館等における読書(バリアフリー)コンソーシアムにおいて、特別支援学校、特別支援学級設置校等の学校図書館における体制や図書・データの共有についてアンケート調査した。【再掲】</p> <p>3. 令和2年度に司書や司書教諭等の養成課程を置く大学及び講習を実施する大学その他の教育機関に対し、視覚障害者等に対する図書館サービスの内容を学習できるようにする旨の連絡を行った。</p> <p>4. 令和5年度は、司書や司書教諭等の養成課程を置く大学及び講習を実施する大学その他の教育機関に対し、読書(バリアフリー)法や基本計画及び第五次子ども読書活動の推進に関する基本計画に基づき取組について実態調査を行った。</p> <p>5. 障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子どもたちの読書機会の確保にむけた積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等への通知により周知を行った。(令和5年3月28日)【再掲】</p>	<p>1. 資料 文-3参照【再掲】 資料 文-10</p> <p>2. 資料 文-4参照【再掲】</p> <p>4. ○司書及び司書補講習実施機関(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :5機関/5機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :2機関/5機関中 ○学校図書館司書教諭講習実施機関(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :26機関/34機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :14機関/26機関中 ※開講する科目や科目数については、講習実施機関が実情に応じて設定しているため、年度によって変動することがある。 ○司書養成課程(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :142機関/193機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :46機関/193機関中</p>	<p>1. 司書、司書教諭、学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用方法に習熟するための研修等を行う。</p> <p>2. 視覚障害者等のある児童生徒が必要とする学習参考書、問題集、資格試験類のアクセシブルな書籍等の整備が不十分であり、実効的な施策の検討が必要のため「読書(バリアフリー)コンソーシアム事業」の中で、学校、学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報の把握(共有)ポジトリ)の在り方を令和4年度のアンケート調査結果も踏まえ検討する。【再掲】</p> <p>4. 令和5年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、各実施機関に取組の促進・周知を行うとともに、引き続き、令和6年度の実態把握に努める。</p>	<p>文-3 【再掲】 文-4 【再掲】 文-10</p>
<p>課題・補足</p>				

第五次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

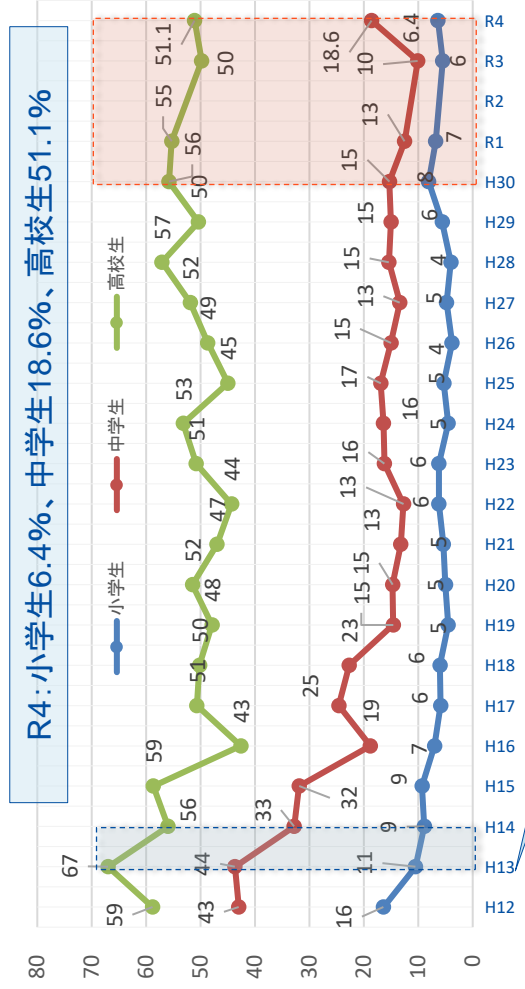
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度未までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) **いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない**



推進法制定 第四次基本計画 (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
- ※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生・探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
 - 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子ども読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリー・コンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子ども状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進 (オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく、心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校を含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
 - ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画
- 学校図書館資料の計画的整備
- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
 - ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

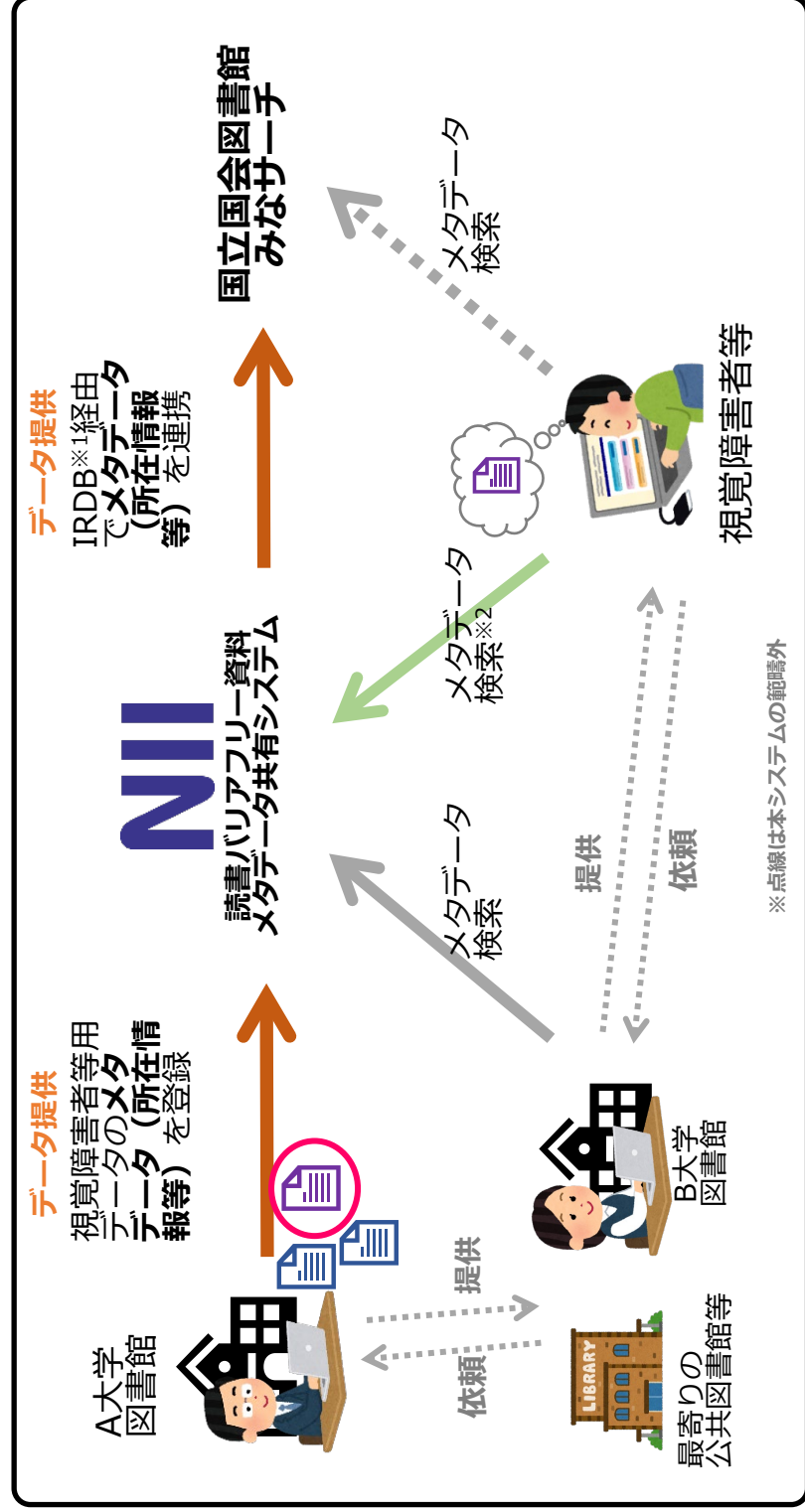
V 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

- 大学等で製作した視覚障害者等用データのメタデータ（所在情報等）を登録・共有するシステムを国立情報学研究所（NII）において構築。
- 令和6（2024）年1月15日に、国立国会図書館障害者用資料検索（愛称：みなサーチ）正式版の公開に伴い、データ連携を開始。
- 同システムおよびデータ連携により、視覚障害者等用データが大学等の間で一層活用されることを期待。



※1 IRDB(学術機関リポジトリデータベース)

※2 視覚障害者等用検索機能は準備中

図書館における障害者利用の促進

令和6年度予算額
(前年度予算額)

11百万円
12百万円

文-3

文部科学省

背景・課題

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。また、読書バリアフリー法に基づき、令和2年7月に決定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、具体的な施策として、視覚障害者等の円滑な利用のための支援の充実、司書、司書教諭・学校司書等の資質向上、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行える体制構築などが具体的な施策としてあげられている。

このため、先導的な読書バリアフリーに関する取組や関係者が連携した取組を支援するとともに、これらの取組の成果を全国に普及することにより、地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進する。

事業内容（令和2年度～）

地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進するため、以下の取組を行う。

1. 障害者サービス検討委員会の設置等 4.1百万円（4.3百万円）

視覚障害者等の図書館利用に係るサービスの充実を図るため、有識者、自治体、公立図書館、学校図書館、大学図書館等の関係者で構成される委員会を設置し、振興方策の検討を行うとともに、実態調査や事例の収集等を行う。

<直轄事業>

2. 司書・職員等の支援人材、ピアサポート人材の育成 1.9百万円（1.9百万円）

司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用方法を習熟するための研修等を行う。また、障害当事者でピアサポートができる司書・職員の育成や環境の整備を行う。

<2箇所（地方公共団体、民間団体）×0.9百万円>

3. 読書バリアフリーコンソーシアムの設置等 5.0百万円（6.0百万円）

公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、各館の資源の共有や人材の交流等を図るとともに、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化を図る。また、これらの成果の普及及び読書バリアフリーの理解促進を目的としたフォーラムを開催する。<2箇所（地方公共団体、民間団体）×2.5百万円>

成果の普及： ①研修のプログラム・教材について文部科学省及び関係団体等のホームページで公開する。
②地域において構築されたコンソーシアムの成果をフォーラム等で発信する。

アウトプット（活動目標）

- ・読書バリアフリーに関するモデル研修の実施
- ・読書バリアフリーの周知に向けたフォーラム開催回数の増加

短期アウトカム（成果目標）

- ・読書バリアフリーに向けた支援方法等※に理解が深まった、研修参加者の増加
- ・読書バリアフリーに向けた支援方法等※に理解が深まった、フォーラム参加者の増加

※・連携による多様な資料の提供（サピエ図書館への登録、国立国会図書館によるデータ提供送信承認館への登録）
・公共図書館の所蔵資料の提供（視覚障害者用資料）

長期アウトカム（成果目標）

- ・サピエ図書館の登録館数の増加
- ・国立国会図書館によるデータ提供送信承認館数の増加
- ・全国の図書館が保有する視覚障害者用資料数の増加

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）



【対象者・事業種別等】

1. ……国（本省直轄事業）
2. 3. ……国 → 地方公共団体・民間団体（委託事業）

課題

- 2019年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」以後、様々な体制整備が進む
- 障害者の情報リテラシーを前提とするが、ICT活用のための障害者への支援は手薄



事業のねらい

障害者の読書とテクノロジーの課題解決に向けて取り組む「読書バリアフリーコンソーシアム」テクノロジーハブ」を結成する。障害者の読書とテクノロジーに関する議論を交わし、ICTあるいはテクノロジーが障害者の道具となるために必要な、個別のニーズ、メディア、テクノロジーに関するアイデア、メントやフィッティング、利用支援の情報拠点となることを目指す。

実施内容

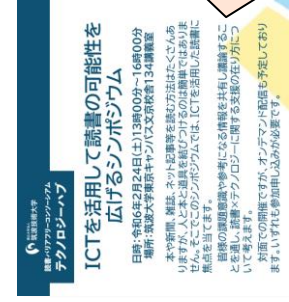
コンソーシアムと関係者協議会を結成し、取組内容に関するアンケート調査、シンポジウム開催、ウェブサイトの構築を行った。

①図書館対象のアンケート実施



国立国会図書館の視覚障害者等用データサービス登録図書館を対象に各種リソースの活用、情報機器、メディア、ICTに係る情報入手や研修の機会等を調査

②関係者協議会、シンポジウムの開催



- ・開会の挨拶(文部科学省)
- ・アンケート調査結果の報告(宮城委員)
- ・「科学ヘジジャンプ」の実践(小林委員)
- ・読書×テクノロジーに関する支援事例(氏間委員)
- ・指定討論と全体討論(清田委員、野口委員)

③ウェブサイトの構築

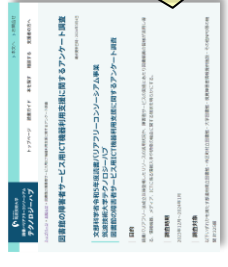


コンテンツ概要：
読書ガイド(テクノロジー活用)本を探す(アクセシブルな本)相談する支援者の方へ

成果

○アンケート結果

障害者のICT利用支援に関する担当職員・予算額・情報入手・スキル向上機会等の現状・課題が明らかになった。



実施時期：
2023年12月～
2024年1月
回答数：187館
(回収率57.5%)

○関係者による議論

関係者協議会(2回)、図書館・教育・福祉・障害者ICTサポートセンター関係者対象のシンポジウムを開催。



実施日：
2024年2月24日
参加者数：
419人(対面、オンラインデマンド)

○シンポジウム参加者数・内訳

所属(複数回答有)	参加者数
図書館関係者	223人
教育関係	175人
福祉関係	29人
ICTサポート関係	26人
その他	30人

課題

教育分野における
図書・教材のバリアフリー

事業のねらい

① 読書バリアフリーに関する過去の優れた実践から、今後必要な連携のあり方を検討

・ これまでの読書バリアフリー、図書・教材のアクセシビリティ確保に関連した先進的なグッドプラクティス（GP）を集約・分析・整理し、バリアフリー図書の製作・提供の方法、それらの促進に向けた連携方法を検討

② 一般への情報公開

・ ①で得られた知見を広く啓発するため、公開シンポジウムやウェブサイトで情報公開



実施内容

1. 障害のある児童生徒・学生を対象とした読書バリアフリー推進に関するグッドプラクティスを収集・分析・整理
2. 先進的な取り組みを行っている学校図書館、公共図書館等をヒアリング調査(6団体)
3. 上記結果を整理し、ウェブサイト等で公開

①関係者会議の開催



- ・ 全4回オンライン開催
- ・ 読書バリアフリーに関する話題提供や、GP分析、現場からのFAQ検討、必要な連携のあり方について議論

②オンライン公開シンポジウムの開催



- ・ 見逃し配信希望含む455名申込、当日245名参加、見逃し配信261再生
- ・ グッドプラクティス事例紹介、パネリストによる話題提供等実施

③ウェブサイトの充実



- ・ グッドプラクティス事例追加
- ・ 「学校の先生ができること」フロートチャート図の追加
- ・ 現場からいただいたFAQ追加
- ・ アンケート結果続報追加

成果

- 読書バリアフリー促進に向けた連携方法の検討
- ・ GPの収集・分析・整理や、学校図書館に関する追加調査・追加分析から、バリアフリー図書の製作・提供の方法、それらの促進に向けたより効果的な連携方法を検討

● 読書バリアフリーの取り組みに関する情報の集約と公開

- ・ 教育現場での読書バリアフリーに関する具体的な実践報告を公開シンポジウムや見逃し配信により一般公開。特設ウェブサイトも内容充実させ、追加のGP事例紹介、教育現場での図書・資料の複製・翻案・共有に関する法令を遵守した取り組み方法に関するFAQやフロッチャートを作成・公開し、著作権法を遵守した形で、関係者が適切にアクセシブルな資料を制作し、共有する方法を周知

● 図書・資料や教材等のアクセシビリティ保障を拡大する具体的方法を一般公開

- ✓ 障害等のある児童生徒・学生の、より広範な図書や資料へのアクセス拡大に期待

<図書館における障害者サービスの現状>

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)(抄)

第二公立図書館 一 市町村立図書館(※都道府県立図書館に準用)

1 管理運営(六)施設・設備

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

3 図書館サービス(四)利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ウ(障害者に対するサービス)点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

<障害者関係設備・資料の保有状況>

【設備】

○スロープ 2, 140館(2, 082館) ○障害者用トイレ 3, 026館(2, 916館) ○障害者用駐車場 2, 688館(2, 587館)

【資料】

○大活字本:大活字本、拡大図書など 2, 028, 480冊(1, 812, 110冊) 2, 698館(2, 542館)

○点字図書等:点字図書、さわる図書など 408, 143冊 (390, 168冊) 1, 738館(1, 525館)

○録音図書 751, 437冊 (733, 868点) 784館 (724館)

※令和3年度社会教育統計
(カッコ内は平成30年度社会教育統計)

<障害者等利用者向け取組事例>

○高齢者・障がい者向け本の宅配サービス(大分県・国東市図書館)

来館による図書館資料貸出及び返却が困難な市内在住の利用者(高齢者または障がい者)に対して、図書館が当該利用者に代わって直接集配を実施。

安来市立
荒島小学校
(島根県)

読みに困難を抱える児童に読書機会を ～国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」導入～

取組の主体

島根県安来市立荒島小学校

取組の経緯

荒島小学校は、全校生徒170名が在籍し1学年1クラスで構成されており通常学級の他に特別支援学級があります。

特別支援学級では以前より、音声と一緒に文字や画像が表示されるマルチメディアDAISY図書「わいわい文庫」を利用していましたが、使用していたCD-ROMはデータ上、目次番号とローマ字表記のタイトルしか記されておらず児童が個人で操作することは極めて難しく、教員が準備をしないと読書ができず、更に限られた書籍データの中から選択することしかできないため、読書の自由度が低いことが課題となっていました。

そのような中で令和3年度に、GIGAスクール構想により児童に1人1台タブレット端末が整備され、校内のWiFi環境が整備されました。同時期に、「わいわい文庫」が国立国会図書館に収録されインターネット上から電子書籍の利用が可能になったことから、個人のタブレット端末で読書ができるよう国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」を導入することとなりました。



具体的な取組内容

荒島小学校では、国立国会図書館データベース上から書籍データをダウンロードし児童に読んでもらうためのデータの橋渡し役として「CHATTYBOOKS」を採用しました。

児童は書影ポスターを見て読みたい本を選び「よみたいですカード」を学校図書館に提出します。学校司書は国立国会図書館データベース上から対象の書籍データをダウンロードし「CHATTYBOOKS」にアップロードすると、児童は個人のタブレット端末で書籍データをダウンロードし本を読むことができます。読了後は学校図書館へ「よみましたカード」を提出することで返却となります。

貸出・返却の際、学校図書館では同じ本の蔵書があれば紙書籍で貸出処理を行い、学校図書館に無い場合、市内他校や市立図書館で借りて貸出処理を行います。

成果・今後の展望

児童が読みたい本を選びカードに書いて学校図書館に提出し、アップロードされた書籍データを個人端末でダウンロードして読書し、読了後は学校図書館へカードを提出するだけという、至ってシンプルな運用のため、特別支援学級の低学年児童もすぐに一人で手続きができるようになりました。

公共図書館でも本サービスが導入され活用が広がっていることから、児童が卒業した後も公共図書館で同様に利用することができます。読みに困難を抱える児童も学校図書館を通じて人生における読書との付き合い方を学んでほしいと考えています。本サービスを活用した取組はそのきっかけのひとつになると感じおり、多くの学校に広がることを期待しています。

POINT

●読了後に実際の本を手にとって紹介

返却の際は学校司書が児童に対し、読んだ本の紙書籍を手にとって見せています。実際の本に触れることで読書への関心の高まりや達成感をより感じる機会の創出につながると感じています。

●自由に読書活動ができる環境の提供

従来は、児童一人ひとりへ読書環境を提供するため教員らがサポートできる時間・人数は限られていましたが、本サービスを導入しハード面・ソフト面の大きな課題が解決されたことで、多くの児童が自由にたくさん本を読む環境を提供できています。